

税務キャッチ・アップ

民法改正（相続法）関係

遺留分侵害額請求

1 はじめに

平成30年7月6日に成立した「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）は、高齢化社会の進展や国民の権利意識の高まりを踏まえ、民法第5編の「相続」に関する改正規定等を改正するものである。今回の改正によって、遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができるようになった。さらに、遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することもできる。本校ではこれらの改正のうち遺留分制度について検討することとする。

2 改正民法の概要

現行民法の遺留分の減殺請求は、改正民法では遺留分侵害額請求と名称が改められる。そして、その制度自体も、遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができるように改正された。また、遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができることとされた。

3 改正の必要性

現行法上は、減殺請求により当然に物権的效果が生ずることとされているため、減殺請求の結果、遺贈又は贈与の目的財産は受遺者又は受贈者と遺留分権利者との共有になることが多いが、このような帰結は、円滑な

事業承継を困難にするものであり、また、共有関係の解消をめぐって新たな紛争を生じさせることになるとの指摘がされている。例えば、被相続人が特定の相続人に家業を継がせるため、株式や店舗等の事業用の財産をその者に遺贈するなどしても、減殺請求により株式や事業用の財産が他の相続人との共有となる結果これらの財産の処分が困難になるなど、事業承継後の経営の支障になる場合がある*1。

4 適用関係

遺留分に関する改正である遺留分侵害額請求は、令和元年7月1日以後の相続に関し適用される。

5 相続税の申告等

遺言書が存在し、遺留分侵害に関し争われている場合においても、受遺者が遺言を受遺する場合には、被相続人の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に相続税の申告を遺言の内容に基づき提出することになる（相法27）。その後、家庭裁判所の調停等により、遺留分侵害額請求等に基づき弁償すべき額等が確定した場合において、相続税の課税価格又は相続税額が過大となったときは、受遺者は事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、更正の請求をすることができる（相法32①三）。また、遺留分侵害額請求等により侵害額の弁償を受けた者は、相続税の期限後申告書を提出することができる（相法30①）。

6 侵害額の不動産による弁償について

遺留分の減殺請求に基づき、遺贈された不動産を遺留分権利者に返還した場合には、遺贈は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者が取得した権利は、その限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属する（最判昭51.8.30）ことになる。この場合、受遺者は当該遺産を相続によって取得したことになり、被相続人の取得費と取得時期を引き継ぐことになる（所法59）。しかし、改正民法による遺留分侵害額請求が行われた場合において、金銭の支払いに代え遺贈された不動産を遺留分権利者に引き渡したときは、遺留分侵害額を対価とする不動産の譲渡に該当し、受遺者は譲渡所得の課税を受けることになると考えられる（所法33、措法31、32）。

7 おわりに

従来、遺留分権利者が遺留分の減殺請求による場合と和解で遺産分割協議による場合は、共に相続による取得となるため、課税関係に相違はなく被相続人の値上益を引き継いだ（所法59）、改正民法は、課税関係が異なるので注意する必要がある。

（右山研究グループ
税理士 土屋 栄悦）

*1 民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明
平成28年7月 法務省民事局参事官室 55頁